

区立保育園の運營業務委託検証結果報告書

1 検証の趣旨

区立保育園の運營業務委託については、平成17年12月に光が丘第八保育園（以下光八）、平成18年4月に向山保育園（以下向山）および石神井町つつじ保育園（以下つつじ）、新設の東大泉第三保育園（以下東三）において実施している。委託園4園に対して、状況調査、保育内容などの委託条件の達成状況、また新たなサービスの提供状況や民間委託の課題について検証を行い、今後の運營業務委託の参考とする。

2 検証の方法

(1) 受託事業者のヒアリング

受託事業者の施設長（園長）等に対して、18年10月にヒアリング調査を行った。

○ ヒアリング項目

- ・ 申込みについて
- ・ 委託条件について
- ・ 引継ぎおよびフォロー期間について
- ・ 保護者との関係を築くことについて
- ・ その他意見要望

(2) 保護者の要望・感想の把握

- 計画発表以降の様々な区民の声について
- 各園の保護者へのアンケートによる要望・意見・感想等をまとめた。

(3) 実績・効果

事業者の応募状況、委託条件の達成状況、委託後の子どもに対するフォロー体制や運営費の縮減額を整理した。

(4) 改善すべき項目および今後の課題

今回の検証結果を踏まえて、改善すべき項目および今後の取組むべき課題をまとめた。

3 検証の結果

(1) 受託事業者のヒアリング

ア 申込みについて（応募の動機など）

今回の受託事業者は、社会福祉法人、株式会社、NPO法人と全てが、異なっており、応募についても、様々な経緯や動機があった。

- ・ 人材の新たな展開と特色ある保育の実践を広く拡大していきたくったため。
- ・ 規制緩和により、公共サービスが民間にも開放され、機会が広がったため。
- ・ 委託予定保育園の在園保護者の有志にて、勉強会を重ねていく中で、自らが運営主体として実施していくという選択をしたため。

イ 委託条件について（保育水準の維持、職員体制、サービスの拡充等）

区立保育園としての保育を継承していきながら、法人としての独自性を出していくのは、難しい面があった。

ウ 引継ぎおよびフォロー期間について

一様に人材の確保に苦心していた。

また、引継ぎ中は通常の倍の職員がいる状況で、事業者も区職員も試行錯誤をしながら引継ぎをしていった。フォロー期間のような徐々に区職員が引いていく形がスムーズに移行できるのではとの意見もあった。

エ 保護者との関係を築くことについて

日々の保育の積み重ねはもとより、クラス懇談会や保護者会などを活用し、構築を図っていった。

オ その他意見要望

職員を採用するための期間が必要という意見や、引継ぎ期間をもっと長く設定したほうが良いという意見、引き継ぐ内容の精査や引継ぎ方法についての要望等があった。

(2) 保護者の要望・感想の把握

ア 運營業務委託開始前の区民の声として（資料1のとおり）

「区立施設委託化・民営化実施計画」のパブリックコメントなどに寄せられた意見では、保育水準の低下について懸念する意見や、委託計画（当初光八における17年4月実施およびその後の年度途中委託）に対して性急につき見直しを求める声が多数寄せられた。

イ 委託開始後の在園保護者の声として（資料2のとおり）

光八については、第三者評価を実施して利用者の声を集約し、第三者評価未実施の他の3園については、第三者評価に準じた設問と自由記入の利用者アンケートを区にて実施し、満足度や意見を伺った。

総合的な評価としては、満足とやや満足を合わせて77%であった。

自由記入による意見では、委託前に比べ保育士が若くなったと感じているコメントが多く見受けられたが、受け止め方として、活気があってよいとの肯定的な意見から経験不足に不安があるなど否定的な意見と大きく分かれた。

しかしながら多くの保護者は、保育士は頑張っていると好意的に受け止めており、まだ委託開始から1年経っておらず、引き続き園と保護者の理解がさらに深まれば、満足の評価もあがると考える。

(3) 実績・効果

ア 保護者説明会等の実施

全保護者へお知らせを送付し、該当園について説明会を実施した。

当初、該当園説明後に、全体説明会を予定していたが、実施することができず、個別に父母会からの要望に応じる形で個別対応をしていった。

イ 募集要領について（各園比較は資料3のとおり）

募集要領は、区のを各園保護者の意見を反映させ、各園、一部異なった内容となったが、これは各園の声を取り入れようとした結果であり、今後も

区の要領案を土台にした上で、様々な意見を聞いていく形式が望ましいと考える。

① 応募資格

国の規制緩和に応じて、運営する設置主体については社会福祉法人や株式会社など門戸を広げて募集をした。様々な事業者の応募があり、今後も同様の応募資格の実施により広く意欲ある事業者の応募が期待できると考える。

② 職員配置（各園比較は資料4のとおり）

区立保育園の配置基準に準じた配置基準とした。

2時間半延長や休日保育などの特別保育実施にあたっては、配置基準を準用して必要数を配置することとしている。

また配置する職員について、経験年数や実務経験の有無等規定し、職員構成に偏りがないように配慮をした。

光八では、協議会との協議の結果として、経験年数を重視した配置基準とした。

ウ 委託先事業者の応募状況

《各保育園における応募事業者数》

	社会福祉法人	株式会社	NPO	合計
光が丘第八	0	5（途中辞退1）	0	5
向山	3	4	0	7
つつじ	2	5	1	8
東大泉第三	4	3	0	7

光八は応募数が若干少ない状況であった。これは年度途中からの委託開始、応募期間が他の園より短いなど他の園と異なった条件の結果と考える。

また、向山保育園以降の募集時には、区報・区ホームページのみならず都内および近県の社会福祉法人に対し個別に募集案内を送付するなど、募集の周知を図っていった。

エ 事業者選定

選定方法はプロポーザル方式にて、選定会議（光八は当初選定委員会）を設置し、各事業者からの提案書の審査、事業者ヒアリング、園長候補者ヒアリング、現地調査の項目にて選定を行った。

選定にあたって、各園とも外部からの有識者を入れた構成となっており、また在園保護者の傍聴のもと事業者プレゼンテーションを実施するなど、公平性と透明性の確保を図った。

なお光八については、選定委員会（学識経験者等3名と児童青少年部長・元区立保育園長の5人構成）にて当初選定を行ったが、意見が分かれて選定に至らなかった。その後、意見の分かれた指摘事項や問題点について、選定会議の下部組織として現地調査部会（民間の調査機関、区・私立保育園長、園長経験者、区栄養指導主査で構成）が調査・確認をし、それらの結果報告

を踏まえて選定会議（事業本部長・企画部長・総務部長・保健福祉部長）にて事業者を決定した。

オ 仕様書の委託条件の達成状況

① 職員配置

引継ぎ期間の職員配置については、事業者職員の退職や引継ぎのための勤務日数の確保の困難などが要因となり、引継ぎが不十分な状態になっていった。

これは、事業者決定から準備委託までの期間および準備委託期間自体が短期間であったことに起因していると考えられる。

○ 光八については、引継ぎ計画書に定められた職員配置に基づき予定通りの配置は出来たが、本委託開始後の12月～3月末で8人が退職、18年4月以降も7人が退職しており、恒常的に職員を補充していかなければならなかった。

○ 向山・つつじについては、採用が進まず職員の確保に苦慮した。また確保できた職員についても、引継ぎ期間中は前職場での勤務があるなど、通常の開所時間に委託園での引継ぎが困難な状態になっていた。

また当該園にて朝・夕方を主に担う非常勤職員の継続雇用は、向山は2人、光八、つつじは0人であった。

② 運営委員会

光八は、委託実施前より設置された運営協議会の場で、区・保護者・事業者にて様々な協議が行われてきた。なお、18年度途中で運営委員会が立ち上がった。

つつじは18年4月に運営委員会が設置され、18年度中に9回開催された。

向山は、区職員、受託事業者および保護者の三者での話し合いを2回（4月・5月）実施した。

③ その他

研修については、引継ぎ期間中に区主催として光八を対象とした研修および光八、つつじ、向山を対象にして研修を実施した。

また事業者自身においても乳児研修や荒馬など委託園での行事についての園内研修などを実施した。（研修内訳については資料5のとおり）

また園長連絡会等への参加は、委託園長連絡会、主任連絡会、看護師会、栄養士連絡会、献立協議会と同様に各連絡会に参加しており、情報交換などは良好に図られていると考える。

第三者評価については、概ね委託実施後1年間経過時の実施を予定しており、光八は18年12月に実施し、向山・つつじにおいては19年度に実施を予定している。

カ 委託園へのフォロー

《フォロー対応の区職員数（17年12月～18年6月）》

	12～3月	4月	5月	6月
光 八	26	4	4	—
向 山	—	7	7	2
つつじ	—	12	12	6

当初計画では、委託実施園の元園長や元職員などによる一定期間の巡回によるフォローを想定していたが、準備委託期間の引継ぎが不十分であったため、区・事業者・保護者間での合意のもと、6月までの3か月間（光八は5月まで）区職員により委託園で日々フォローを行い、あわせて園長や保育課支援調整係などによる巡回フォローを実施していった。

7月以降は保育課支援調整係等にて巡回による相談・助言を行っている。

キ 運営費の縮減額

	光八	向山	つつじ
縮減額	4,900万円	4,000万円	5,100万円

（直営運営経費（末尾の注参照）と直営時と同内容の保育サービスを実施した場合の委託経費を比較した場合の縮減額。）

なお17年度経費として、準備委託経費3園計約6,000万円および光八フォロー職員人件費（17年12月～18年3月）約6,900万円の、合計1億2,900万円の経費増があった。

ク 訴訟等の状況

光八の運営業務委託契約に対して、契約は無効であるとして公金返還等請求についての訴訟が2件あり、現在係争中である。

(4) 改善すべき項目および今後の課題

ア 保護者説明会等の実施

今後は情報の共有化を図るためにも、委託園発表後に全体説明会を実施していくのが望ましい。

イ 優良な委託先事業者の確保

今後さらに他自治体においても委託化が進行していく中では、実績のある事業者は各自治体とも重複する可能性が大きい。委託園の発表および事業者募集を広く効果的に行う必要がある。

ウ 事業者選定

区が定めた指定管理者選定の指針を準用し、有識者2名と区職員で構成する選定委員会にて事業者の決定をする。

エ 受託事業者が優秀な人材を確保できるような工夫

現委託の経緯を鑑みると、優れた人材を年度途中から雇用するのは困難であり、引継ぎ期間を充実させるためにも、人材の確保のための方法（準備委託期間や委託経費の十分な確保など）の構築が必要である。

また受託事業者が、当該委託園に勤務している非常勤職員や臨時職員の継

続雇用を図り、地域人材の有効活用を図っていくことが必要と考える。

オ 引継ぎ期間

引継ぎ期間において、全員で保育にあたる共同保育期間については、その目的・方法・期間などの役割を明確にし、移行時の混乱の緩和を図っていく。

方向として引継ぎ期間全体は長く、共同保育期間は委託前の1～3か月程度を想定する。

カ 引継ぎ内容の整理

保育水準の維持・保育の継承を実現するための、引継ぎの内容・方法が、実質、各保育園対応となってしまった。引継ぎ内容・方法を確立するために区職員は疲労し、受託する事業者職員も受け止めるために苦勞するという悪循環がみられた。今後は保育水準や継承する目的など、区立保育園共通の基本形の確立が必要と考える。

キ フォロー期間

巡回ではなく、一定期間、日々の保育にフォロー職員が入る方法は、当該期間中の区職員・事業者職員ともに負担が大きかった。今後は、巡回による相談・助言を通してのフォローが望ましい。

ク 保育園と所管課との連携体制の確立

ケ 転園希望に対する入所事務の扱い

19年度より調整指数として(+1)を加えるように改めた。

コ 第三者評価の受審

第三者評価を活用し保育サービスの充実を図っていくためにも、委託初年度より受審することが望ましい。

(注)

	直営運営経費	*委託経費	縮減額	参考数値		直営時のサービス	
	(1)	(2)	(1)-(2)	定員	職員数	0歳児	延長
光八	2億7,400万円	2億2,500万円	4,900万円	125	30	100日	1時間
向山	2億5,600万円	2億1,600万円	4,000万円	124	27	8か月	1時間
つつじ	2億5,400万円	2億300万円	5,100万円	114	27	産休明け	未実施

① 直営運営経費【17年度決算額をもとに人件費および維持運営費より算出(光八は17年度決算より通年経費を試算)】

② 委託年間経費【委託実施による保育サービスの拡大相当分(休日保育、延長保育拡大部分)を除いた18年度見込み額で算出。】